

# 福島県新型コロナウイルス緊急対策

資料

令和3年2月4日福島県新型コロナウイルス感染症対策本部

新規感染者数は減少傾向にあり、病床利用率も少しずつ改善されつつありますが、緊急対策の終了後も安定して医療を提供することが可能な状態が継続できるようになるか、しっかりと見極める必要があります。

このため、1月13日から2月7日までとされていた**緊急対策期間を2月14日まで延長**することとします。

県民の皆さま、事業者の皆さまには、御不便、御苦勞をおかけしますが引き続き協力をお願いします。

## 県民の皆さまへのお願い

- 「**不要不急の外出自粛（特に午後8時以降の徹底）**」をお願いします。
- あわせて、「**緊急事態宣言対象地域を始めとする感染拡大地域との不要不急の往来自粛**」をお願いします。

■期間 **1月13日（水）～2月14日（日）**

## 事業者の皆さまへのお願い

- 接待を伴う飲食店、酒類を提供する飲食店（カラオケ店含む）について「**午後8時～午前5時までの時間帯の営業自粛（酒類の提供は午後7時まで）**」をお願いします。

- 期間 **1月15日（金）～2月14日（日）**
- 協力金 1日当たり4万円
- 問合せ 協力金コールセンター 024-521-8575

## 事業者支援

- 県の緊急対策期間における飲食店等への時短要請、又は不要不急の外出自粛により影響を受け、**1月又は2月の売上げが前年同月比50%以上減少**した事業者へ一時金を交付します。（県内飲食店の取引事業者、旅館、観光施設、運転代行等想定）

■一律**20万円**

■問合せ 県時短要請コールセンター 024-521-8622

## その他の対応

- 県民割申込みの取扱い** 県民割の新規利用申込みの一時停止期間を2月14日（日）まで延長
- 学校における対応**
  - ・感染リスクの高い学習活動（部活動での実施を含む）の停止
  - ・宿泊を伴う学校行事等の停止
  - ・他校との合同練習会や練習試合の停止
  - ・大学入試等やむを得ない事情による緊急事態宣言対象地域との往来後2週間の健康観察 など